

一般社団法人山形県私立学校振興基金協会定款

平成26年4月 1日 制 定

平成27年4月 1日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県私立学校振興基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山形県内における私立学校の教育環境等を整えることにより教育等の充実を図り、もって山形県内の教育文化等の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 私立学校の教育環境等の充実及び向上に資する事業
- (2) 私立学校教育等の充実及び振興に係る情報の収集に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する法人又は個人であって、次条の規定により入会した者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会費及び出資金として、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(出資金の返還)

第10条 前2条の規定により、退会若しくは除名された場合又はこの法人が解散した場合において、第7条の規定による出資金は、その出資額の限度において当該会員に対して返還するものとし、返還方法は会員総会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して6箇月以上なされなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費、出資金の額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他法令又はこの定款で会員総会で決議するものとして定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年度、会計年度終了後3箇月以内及び3月に1回ずつ開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が会員総会の議長となる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において会員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第18条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第18条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間据え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(定款の変更)

第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第9章 その他

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、児玉昭平とする。

附則

- 1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。